

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）抄

（第七条関係（平成十六年十月一日施行））

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（財政の均衡）

第二条の三 厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

（財政の現況及び見通しの作成）

第一条の四 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る收支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（以下「財政の現況及び見通し」といふ。）を作成しなければならない。

2 前項の財政均衡期間（第三十四条第一項において「財政均衡期間」という。）は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。

3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（標準報酬月額）

第二十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分（次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等

（標準報酬月額）

第二十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の区別によつて定める。

級区分)によつて定める。

(表略)

2 每年三月三十一日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の百分の一百分に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年九月一日から、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十条第一項に規定する標準報酬月額の等級区分を参考して、政令で当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。

(標準賞与額の決定)

第二十四条の三 社会保険庁長官は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が百五十万円(第二十条第一項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。)を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 (略)

(調整期間)

第三十四条 政府は、第一条の四第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金並びに第八十五条の一及び第一百六十一条の三第一項に規定する責任準備金をいう。)を

(表略)

(標準賞与額の決定)

第二十四条の三 社会保険庁長官は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 (略)

(年金額の自動改定)

第三十四条 年金たる保険給付については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十年(この項の規定による年金たる保険給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年)の物価指数を超えるに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率

保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、保険給付の額を調整するものとし、政令で、保険給付の額を調整する期間（以下「調整期間」といつ。）の開始年度を定めるものとする。

2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。

3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。

（端数処理）

第三十五条 保険給付を受ける権利を裁定する場合又は保険給付の額を改定する場合において、保険給付の額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 (略)

（年金額）

第四十二条 老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率（以下「再評価率」といつ。）を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。第一百三十二条第一

を基準として、その翌年の四月以降の当該年金たる保険給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金たる保険給付の額の改定の措置は、政令で定める。

（端数処理）

第三十五条 保険給付を受ける権利を裁定する場合又は保険給付の額を改定する場合において、保険給付の額（第四十四条第一項、第五十条の一第一項又は第六十二条第一項の規定により加算する額を除く。）又は当該加算する額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 (略)

（年金額）

第四十二条 老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。）の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

項並びに附則第十七条の四及び第二十九条第二項を除き、以下同じ。)の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

2・3 (略)

(再評価率の改定等)

第四十三条の一 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率(以下「物価変動率」という。)に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定し、当該年度の四月以降の保険給付について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率

二 イに掲げる率を口に掲げる率で除して得た率の三乗根となる率
イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度におけるこの法律又は他の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下この号において「被用者年金被保険者等」という。)に係る標準報酬額等平均額(各年度における標準報酬月額等(この法律及び他の被用者年金各法に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額並びに標準賞与額、標準期末手当等の額、期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。以下この号において同じ。)の総額を各年度における被用者年金被保険者等の数で除して得た額を十二で除して得た額に相当する額として、被用者年金被保険者等の性別構成及び年齢別構成並びに標準報酬月額等の分布状況の変動を参酌して政令で定めることにより算定した額をいう。以下この号において同じ。)に対

2・3 (略)

する当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額の比率

- 口 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率
- 三 イに掲げる率を口に掲げる率で除して得た率
- 1 イ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日におけるこの法律の規定による保険料率（以下「保険料率」といふ。）の二分の一に相当する率を控除して得た率
- 口 ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率
- 2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。
- 一 当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額（以下「前年度の標準報酬月額等」という。）に係る再評価率 前項第三号に掲げる率（以下「可処分所得割合変化率」という。）
- 二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額（以下「前々年度等の標準報酬月額等」という。）に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率
- 3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における再評価率（前項各号に掲げる再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。
- 4 当該年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬

月額と標準賞与額に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

5 | 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十三条の三 | 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される再評価率（以下「基準年度以後再評価率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 | 前年度の標準報酬月額等及び前々年度等の標準報酬月額等に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3 | 次の各号に掲げる場合における基準年度以後再評価率（前項に規定する基準年度以後再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 | 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となるとき | 名目手取り賃金変動率

二 | 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき | 一

4 | 前三項の規定による基準年度以後再評価率の改定の措置は、政令で定める。

（調整期間における再評価率の改定等の特例）

第四十三条の四 | 調整期間における再評価率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第一号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定に

より当該年度の再評価率（次項各号に掲げる再評価率を除く。以下この項において同じ。）が当該年度の前年度の再評価率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金各法の被保険者等（この法律若しくは他の被用者年金各法又は国民年金法の被保険者、組合員又は加入者をいう。）の総数として政令で定めるところにより算定した数（以下「公的年金被保険者等総数」という。）に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率

二〇・九九七

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬月額等に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の標準報酬月額等に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る再評価率の設定については、第四十三条の二第四項の規定にかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、同項ただし

書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 | 次の各号に掲げる場合の調整期間における再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 | 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、第一項第一号に掲げる率に同項第一号に掲げる率を乗じて得た率（以下「調整率」という。）が一を上回るとき 第四十三条の二第一項、第二項及び第四項

二 | 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 第四十三条の二第一項、第二項及び第四項

三 | 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき 第四十三条の二第一項から第四項まで

5 | 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十三条の五 | 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後再評価率（次項各号に掲げる基準年度以後再評価率を除く。）が当該年度の前年度の基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率とする。第三項第一号において同じ。）を下回ることとなるときは、一を基準とする。

2

調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 前年度の標準報酬月額等に係る基準年度以後再評価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）
- 二 前々年度等の標準報酬月額等に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3

調整期間における当該年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率）に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4

次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

- 一 物価変動率が一を下回るとき 第四十三条の一第四項並びに第四十二条の二第一項及び第二項

- 二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回るとき（前号に掲げる場合を除く。） 第四十三条の二第一項並びに第四十三条の三第一項及び第二項
- 三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回るとき 第四十三条の二第一項並びに第四十三条の三第一項及び第二項
- 四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となるとき 前条第一項から第三項まで
- 五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 第四十三条の二第一項、第三項ただし書及び第四項
- 5 前各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は政令で定める。
- （加給年金額）
- 第四十四条 老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）の額は、受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至るに至つた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第四十七条第一項に規定する障害等級（以下この条において単に「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、第四十三条の規定にかかわらず、同条に定める額

- 第四十四条 老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）の額は、受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、前条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第四十七条第一項に規定する障害等級（以下この条において単に「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額

に加給年金額を加算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下この章において「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とし、同項に規定する子については一人につき七万四千九百円に改定率を乗じて得た額（そのうち一人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

3～5 （略）

（厚生年金基金に関する特例）

第四十四条の二 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する老齢厚生年金については、第四十三条第一項に規定する額は、同項に定める額から当該厚生年金基金の加入員であつた期間に係る第百三十二条第一項に規定する額（その額が第四十三条第一項に定める額を上回るときは、同項に定める額）を控除した額とする。

2 （略）

3 前項第一号に規定する場合において、当該厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該老齢厚生年金の額は当該厚生年金基金の加

を加算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十三万三千四百円とし、同項に規定する子については一人につき七万七千百円（そのうち一人までについては、それぞれ二十三万三千四百円）とする。

3～5 （略）

（厚生年金基金に関する特例）

第四十四条の二 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する老齢厚生年金については、厚生年金基金の加入員であつた期間は、第四十三条第一項に規定する額については、その計算の基礎としない。

2 （略）

3 前項第一号に規定する場合において、当該厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該厚生年金基金の加入員であつた期間（厚生

入員であつた期間（厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）が厚生年金基金の加入員であつた期間でないものとして同一項の規定の例により計算した額とするものとし、当該厚生年金基金が解散又は消滅した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

4 厚生年金基金連合会が解散した場合において、当該厚生年金基金連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負つていて、当該老齢厚生年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該老齢厚生年金の額は当該義務に係る年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間が厚生年金基金の加入員であつた期間でないものとして同一項の規定の例により計算した額とするものとし、当該厚生年金基金連合会が解散した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

（障害厚生年金の額）

第五十条（略）

2（略）

3 障害の程度が障害等級の三級に該当する者に支給する障害厚生年金の額が国民年金法第三十三条规定する障害基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に満たないときは、これをかかわらず、当該額を同項に定める額とする。

4（略）

年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）をその額の計算の基礎とするものとし、当該厚生年金基金が解散又は消滅した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

4 厚生年金基金連合会が解散した場合において、当該厚生年金基金連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負つていて、当該老齢厚生年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該義務に係る年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間をその額の計算の基礎とするものとし、当該厚生年金基金連合会が解散した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

（障害厚生年金の額）

第五十条（略）

2（略）

3 障害の程度が障害等級の三級に該当する者に支給する障害厚生年金の額が六十万三千一百円に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、その額を六十万三千一百円とする。

4（略）

第五十条の二 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を計算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるもどす。）とする。

3 (略)

(障害手当金の額)

第五十七条 障害手当金の額は、第五十条第一項の規定の例により計算した額の五分の一に相当する額とする。ただし、その額が同条第三項に定める額に一を乗じて得た額に満たないときは、当該額とする。

第六十一条 遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く。）の受給権者である妻であつてその権利を取得した当時三十五歳以上六十五歳未満であつたもの又は三十五歳に達した当時当該被保険者若しくは被保険者であつた者の子で国民年金法第三十七条の二第一項に規定する要件に該当するもの（当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡後に同法第三十九条第三項第一号から第八号までのいずれかに該当したことがあるものを除く。）と生計を同じくしていたものが四十歳以上六十五歳未満であるときは、第六十条の遺族厚生年金の額に同法第三十八条に規定す

第五十条の二 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を計算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、二十三万一千四百円とする。

3 (略)

(障害手当金の額)

第五十七条 障害手当金の額は、第五十条第一項の規定の例により計算した額の百分の二に相当する額とする。ただし、その額が百二十万六千四百円に満たないときは、百二十万六千四百円とする。

第六十一条 遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く。）の受給権者である妻であつてその権利を取得した当時三十五歳以上六十五歳未満であつたもの又は三十五歳に達した当時当該被保険者若しくは被保険者であつた者の子で国民年金法第三十七条の二第一項に規定する要件に該当するもの（当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡後に同法第三十九条第三項第一号から第八号までのいずれかに該当したことがあるものを除く。）と生計を同じくしていたものが四十歳以上六十五歳未満であるときは、第六十条の遺族厚生年金の額に六十万三千一百円を加算

る遺族基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算する。

する。

2 (略)

(基本方針)

第七十九条の四 (略)

2・3 (略)

4 第二項第一号に掲げる事項は、財政の現況及び見通しを勘案し、かつ、積立金の運用収入の変動の可能性に留意したものでなければならぬ。

5~9 (略)

(国庫負担)

第八十条 国庫は、毎年度、厚生年金保険の管掌者たる政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金（以下単に「基礎年金拠出金」といいう。）の額の二分の一に相当する額を負担する。

2 (略)

(保険料)

第八十一条 政府は、厚生年金保険事業に要する費用（基礎年金拠出金を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

第八十条 国庫は、毎年度、厚生年金保険の管掌者たる政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金（以下単に「基礎年金拠出金」といいう。）の額の三分の一に相当する額を負担する。

する。

2 (略)

(基本方針)

第七十九条の四 (略)

2・3 (略)

4 第二項第一号に掲げる事項は、第八十一条第四項に規定する保険給付に要する費用の予想額及び予定運用収入の額を勘案し、かつ、積立金の運用収入の変動の可能性に留意したものでなければならない。

5~9 (略)

(国庫負担)

第八十条 国庫は、毎年度、厚生年金保険の管掌者たる政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金（以下単に「基礎年金拠出金」といいう。）の額の三分の一に相当する額を負担する。

2 (略)

(保険料)

第八十一条 政府は、厚生年金保険事業に要する費用（基礎年金拠出金を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料額は、標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ保険料率を乗じて得た額とする。

4 保険料率は、保険給付に要する費用（基礎年金拠出金を含む。）の

予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算されるべきものとする。

平成十六年十月から平成十七年八月までの月分	千分の百三十九・
平成十七年九月から平成十八年八月までの月分	三四
平成十八年九月から平成十九年八月までの月分	千分の百四十一・
平成十九年九月から平成二十年八月までの月分	八八

3 保険料額は、標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ保険料率を乗じて得た額とする。

4 保険料率は、保険給付に要する費用（基礎年金拠出金を含む。）の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算されるべきものとする。

5 保険料率は、当分の間、千分の百三十五・八（厚生年金基金の加入員である被保険者にあつては、千分の百三十五・八から第八十二条の三第一項に規定する免除保険料率を控除して得た率）とする。

平成二十一年九月から平成二十一年八月までの月分	千分の百五十七・	○四						
平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分	千分の百六十・五	八						
平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分	千分の百六十四・	一二						
平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分	千分の百六十七・	六六						
平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分	千分の百七十一・	二〇						
平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分	千分の百七十四・	七四						
平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十八・	二八						
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百八十一・	八二						
平成二十九年九月以後の月分	千分の百八十三・							

(保険料等の督促及び滞納処分)

第八十六条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による督促状は、納付義務者が、健康保険法第百八十条の規定によつて督促を受ける者であるときは、同法同条の規定による督促状に併記して、発することができる。

4~6 (略)

(報告)

第一百条の三 年金保険者たる共済組合等（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金保険者たる共済組合等を所管する大臣を経由して、第四十三条の二第一項第一号イに規定する標準報酬額等平均額の算定のために必要な事項として厚生労働省令で定める事項について厚生労働大臣に報告を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、前項に規定する標準報酬額等平均額その他これに関連する事項で厚生労働省令で定めるものについて、年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に報告を行うものとする。

6 前項の保険料率は、その率が第四項の基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする。

(保険料等の督促及び滞納処分)

第八十六条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による督促状は、納付義務者が、健康保険法（大正十二年法律第七十号）第百八十条の規定によつて督促を受ける者であるときは、同法同条の規定による督促状に併記して、発することができる。

4~6 (略)

(経過措置)

第一百条の四 (略)

第一百三十二条 (略)

2 基金が支給する老齢年金給付であつて、老齢厚生年金の受給権者に支給するものの額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間のうち同時に当該基金の加入員であつた期間（以下この項及び附則第十七条の四において「加入員たる被保険者であつた期間」という。）の平均標準報酬額（加入員たる被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除して得た額をいう。）の千分の五・四八一に相当する額に加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額を超えるものでなければならない。

3 (略)

(準用規定)

第一百六十四条 第三十七条、第四十条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、連合会が支給する年金たる給付及び一時金たる給付について、第三十六条第一項及び第一項並びに第三十九条第二項前段の規定は、連合会が支給する年金たる給付について、第一百三十五条の規定は、連合会が支給する老齢年金給付について、第三十五条及び第四十五条の規定は、解散基金に係る老齢年金給付について、第四十一条第一項の規定は、連合会が支給する死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付及び一時金たる給付について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「保険給付の額」とあるのは「保険給付の

(経過措置)

第一百条の三 (略)

第一百三十二条 (略)

2 基金が支給する老齢年金給付であつて、老齢厚生年金の受給権者に支給するものの額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間のうち同時に当該基金の加入員であつた期間（以下この項において「加入員たる被保険者であつた期間」という。）の平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する額に加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額を超えるものでなければならない。

3 (略)

(準用規定)

第一百六十四条 第三十七条、第四十条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、連合会が支給する年金たる給付及び一時金たる給付について、第三十六条第一項及び第一項並びに第三十九条第二項前段の規定は、連合会が支給する年金たる給付について、第一百三十五条の規定は、連合会が支給する老齢年金給付について、第三十五条及び第四十五条の規定は、解散基金に係る老齢年金給付について、第四十一条第一項の規定は、連合会が支給する死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付及び一時金たる給付について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「(第四十四条第一項、第五十条の二第一項又は第六

額（第一百六十二条の三第五項の規定により加算された額を除く。）」と、第三十七条第一項から第三項まで、第四十条及び第四十五条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、第四十条中「政府」とあり、第四十条及び第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「連合会」と、第四十二条第一項及び第四十五条中「老齢厚生年金」とあるのは「連合会が支給する老齢年金給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

附 則

（老齢厚生年金の支給の繰上げ）

第七条の三 (略)

2・5 (略)

6 第三項の規定による老齢厚生年金の額について、第四十四条及び第四十五条の規定を適用する場合には、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時（六十五歳に達した当時」と、「第四十二条第三項」とあるのは「第四十二条第三項又は附則第七条の三第五項」と、「第四十二条の規定にかかるわらず、同条に定める額に加給年金額を計算した額とする」とあるのは「第四十二条第一項及び第三項並びに附則第七条の三第四項及び第五項の規定にかかるわらず、これらの規定に定める額に加給年金額を加算するものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月又は前条第三項の規定により当該月数が一百四十以上となるに至つた月から、年金

十一条第一項の規定により加算する額を除く。）又は当該加算する額とあるのは「（第一百六十二条の三第五項の規定により加算された額を除く。）」と、第三十七条第一項から第三項まで、第四十条及び第四十五条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、第四十条中「政府」とあり、第四十条及び第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「連合会」と、第四十二条第一項及び第四十五条中「老齢厚生年金」とあるのは「連合会が支給する老齢年金給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

附 則

（老齢厚生年金の支給の繰上げ）

第七条の三 (略)

2・5 (略)

6 第三項の規定による老齢厚生年金の額について、第四十四条及び第四十五条の規定を適用する場合には、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時（六十五歳に達した当時」と、「前条第三項」とあるのは「前条第三項又は附則第七条の三第五項」と、「前条の規定にかかるわらず、同条に定める額に加給年金額を計算した額とする」とあるのは「前条第一項及び第三項並びに附則第七条の三第四項及び第五項の規定にかかるわらず、これらの規定に定める額に加給年金額を計算するものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月又は前条第三項の規定により当該月数が一百四十以上となるに至つた月から、年金

以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第七条の三第二項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時」と、第四十四条の一第一項中「第四十二条第一項」とあるのは「附則第七条の三第四項」とする。則第七条の三第四項」と、「第四十二条第一項」とあるのは「附則第七条の三第二項」とする。

第七条の六第一項の規定により読み替えられた第百三十二条第一項」とする。

(繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に基金及び連合会が支給する老齢年金給付の特例)

第七条の六 附則第七条の三第二項の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、第百三十二条第一項第一号中「第四十二条第二項」とあるのは「第四十二条第三項又は附則第七条の三第五項」と、第百三十二条第一項中「加入員であつた期間（「とあるのは「加入員であつた期間（当該受給権者がその権利を取得した月以後における当該基金の加入員であつた期間（以下この項において「改定対象期間」という。）を除く。」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額から政令で定める額を減じた額（改定対象期間を基礎として政令の定めるところにより計算した額を含む。）」と、第百三十二条第一項中「前条第一項」とあるのは「附則第七条の六第一項において読み替えられた前条第一項」とする。

2~6 (略)

第九条の一 (略)

2 前項の請求があつたときは、当該請求に係る老齢厚生年金の額は、第四十二条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算し

(繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に基金及び連合会が支給する老齢年金給付の特例)

第七条の六 附則第七条の三第二項の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、第百三十二条第一項第一号中「第四十二条第二項」とあるのは「第四十二条第三項又は附則第七条の三第五項」と、第百三十二条第一項中「加入員であつた期間（「とあるのは「加入員であつた期間（当該受給権者がその権利を取得した月以後における当該基金の加入員であつた期間（以下この項において「改定対象期間」という。）を除く。」と、「得た額」とあるのは「得た額から政令で定める額を減じた額（改定対象期間を基礎として政令の定めるところにより計算した額を含む。）」と、第百三十二条第一項中「前条第一項」とあるのは「附則第七条の六第一項において読み替えられた前条第一項」とする。

2~6 (略)

第九条の一 (略)

2 前項の請求があつたときは、当該請求に係る老齢厚生年金の額は、第四十二条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算し

た額とするものとし、当該請求があつた月の翌月から、年金の額を改定する。

一千六百一十八円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」といふ。）を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）に被保険者期間の月数（当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四とする。）を乗じて得た額

二（略）

3 第四十四条及び第四十四条の一の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の一第一項の請求があつた当時（当該請求があつた当時」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び第九条の一第一項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の一第一項の請求があつた当時」と、「第四十四条の一第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の一第一項第一号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第一百三十二条第二項」とあるのは「第一百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四条。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第二条の規定による改正前の第一百三十二条第一項、国民年金法等の

た額とするものとし、当該請求があつた月の翌月から、年金の額を改定する。

一千六百七十六円に被保険者期間の月数（当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四とする。）を乗じて得た額

二（略）

3 第四十四条及び第四十四条の一の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の一第一項の請求があつた当時（当該請求があつた当時」と、「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び第九条の一第一項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の一第一項の規定」と、「第四十四条の一第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の一第一項第一号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第一百三十二条第二項」とあるのは「第一百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四条。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第二条の規定による改正前の第一百三十二条第一項、国民年金法等の

一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第一項若しくは平成十二年改正法第十二条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第一十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4 (略)

第九条の二 (略)

2 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であったときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が一百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「当時」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条の三第一項においてその例によるものとされた附則第九条の二第一項の規定」と、「同条」とあるのは「同項」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第一項第一号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第一百三十二条第一項」とあるのは「第一百三十二条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しく

第九条の二 (略)

2 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であったときは、前条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「当時」と、「前条の規定」とあるのは「附則第九条の三第一項においてその例によるものとされた附則第九条の二第一項の規定」と、「同条」とあるのは「同項」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第一項第一号に規定する額」と読み替えるものとする。

は第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第十八号。以下「平成十一年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十一年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第一項若しくは平成十一年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十一年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 第四十四条及び第四十四条の一の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が一百四十未満であったときは、第四十三条第二項の規定により当該月数が一百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）とあるのは「附則第九条の三第三項の規定による老齢厚生年金の額の改定の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条の三第三項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」と、「同条」とあるのは「同項」と、同条第二項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の三第三項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時」と、第四十四条の一第一項中「第四十三

3 (略)

4 第四十四条及び第四十四条の一の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が一百四十未満であったときは、前条第三項の規定により当該月数が一百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）とあるのは「附則第九条の三第三項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時の例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」と、「同条」とあるのは「同項」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の三第三項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時」と、第四十四条の一第一項中「第四十三

条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第一項第一号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の額」という。)から」と、

「第一百三十二条第一項」とあるのは「第一百三十二条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の一、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。)附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第一項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

5 (略)

第九条の四 (略)

2 (略)

3 第四十四条及び第四十四条の一の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額について第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「第四十二条の規定」とあるのは「附則第九条及び第九条の四第一項においてその例によるものとされた附則第九条の二第一項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規

定する額」とあるのは「附則第九条の二第一項第一号に規定する額」と読み替えるものとする。

5 (略)

第九条の四 (略)

2 (略)

3 第四十四条及び第四十四条の一の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額について第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び第九条の四第一項においてその例によるものとされた附則第九条の二第一項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規

らの規定」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第一項第一号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」といふ。）から」と、「第一百三十二条第二項」とあるのは「第一百三十二条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十一年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年改正法第三条の規定による改正前の第一百三十二条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第一百三十二条第一項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十二条第一項若しくは第一百四十二条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 第四十四条及び第四十四条の一の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の四第四項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時（当該一月を経過した当時」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び附則第九条の四第四項においてその例によるも

定」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第一項第一号に規定する額」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 第四十四条及び第四十四条の一の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の四第四項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時（当該一月を経過した当時」と、「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び附則第九条の四第四項においてその例によるも

よるものとされた附則第九条の「第一項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同条第二項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の四第四項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時」と、第四十四条の「第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の「第一項第一号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第一百三十二条第一項」とあるのは「第一百三十二条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の「昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第一百三十二条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の第百三十二条第一項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

6 （略）

（老齢厚生年金の支給の繰上げの特例）
第十二条の四 （略）

のとされた附則第九条の「第一項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同条第二項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の四第四項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時」と、第四十四条の「第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の「第一項第一号に規定する額」と読み替えるものとする。

6 （略）

（老齢厚生年金の支給の繰上げの特例）
第十三条の四 （略）

7 第二項の規定による老齢厚生年金の額について、第四十四条及び第四十五条の二の規定を適用する場合には、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時）とあるのは「附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳（その者が附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額（以下この項において「繰上げ調整額」という。）が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、附則第八条の一各項の表の下欄に掲げる年齢（以下この項において「特例支給開始年齢」という。）とする。第三項において同じ。）に達した当時（六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達した当時）と、「第四十三条第三項」とあるのは「第四十三条第三項又は附則第十三条の四第六項（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、「第四十三条第三項又は附則第十三条の四第五項若しくは第六項（）」と、「第四十二条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする」とあるのは「第四十三条第一項及び第三項並びに附則第十三条の四第四項から第六項までの規定にかかわらず、これらの規定に定める額に加給年金額を加算するものとし、六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達した日の属する月の翌月又は前条第三項の規定により当該月数が一百四十以上となるに至った月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項」とあるの中「第四十三条第一項」とあるのは「附則第十三条の四第四項」と、

7 第二項の規定による老齢厚生年金の額について、第四十四条及び第四十五条の二の規定を適用する場合には、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時）とあるのは「附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳（その者が附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額（以下この項において「繰上げ調整額」という。）が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、附則第八条の一各項の表の下欄に掲げる年齢（以下この項において「特例支給開始年齢」という。）とする。第三項において同じ。）に達した当時（六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達した当時）と、「前条第三項」とあるのは「前条第三項又は附則第十三条の四第六項（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、「前条第三項又は附則第十三条の四第五項若しくは第六項（）」と、「前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする」とあるのは「前条第二項及び第三項並びに附則第十三条の四第四項から第六項までの規定にかかわらず、これらの規定に定める額に加給年金額を加算するものとし、六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達した日の属する月の翌月又は前条第三項の規定により当該月数が一百四十以上となるに至った月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項」とあるの中「第四十三条第一項」とあるのは「附則第十三条の四第四項」とする。

「第一百三十二条第一項」とあるのは「附則第十二条の七第一項の規定」により読み替えた第一百三十二条第一項」とする。

8・9 (略)

第十三条の七 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、第一百三十二条第一項第一号中「第四十二条第三項」とあるのは「第四十二条第三項又は附則第十三条の四第五項若しくは第六項」と、第一百三十二条第一項中「加入員であつた期間()とあるのは「加入員であつた期間(当該受給権者がその権利を取得した月以後における当該基金の加入員であつた期間(以下この項において「改定対象期間」といつ。)を除く。」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額から政令で定める額を減じた額(改定対象期間を基礎として政令の定めるところにより計算した額を含む。)」と、第一百三十二条第一項中「前条第一項」とあるのは「附則第十二条の七第一項において読み替えた前条第一項」とする。」とする。

2・6 (略)

(加給年金額に関する経過措置)

第十六条 附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第九条及び第九条の二第一項から第三項までの規定によりその額が計算されているものであつて、かつ、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が一百四十以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時(その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が

第十三条の七 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、第一百三十二条第一項第一号中「第四十二条第三項」とあるのは「第四十二条第三項又は附則第十三条の四第五項若しくは第六項」と、第一百三十二条第一項中「加入員であつた期間()とあるのは「加入員であつた期間(当該受給権者がその権利を取得した月以後における当該基金の加入員であつた期間(以下この項において「改定対象期間」といつ。)を除く。」と、「得た額」とあるのは「得た額から政令で定める額を減じた額(改定対象期間を基礎として政令の定めるところにより計算した額を含む。)」と、第一百三十二条第一項中「前条第一項」とあるのは「附則第十二条の七第一項において読み替えた前条第一項」とする。」とする。

2・6 (略)

(加給年金額に関する経過措置)

第十六条 附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第九条及び第九条の二第一項から第三項までの規定によりその額が計算されているものであつて、かつ、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が一百四十以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時(その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が

「一百四十未満であつたときは、第四十二条第三項の規定により当該月数が「一百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。」とあるのは「附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の二第一項の請求があつたときから引き続き（当該請求があつた当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が「一百四十未満であつたときは、当該被保険者期間の月数が「一百四十未満であつたときから引き続き。第三項において同じ。」）と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の二第一項の請求があつたときから引き続き」とする。

「一百四十未満であつたときは、前条第二項の規定により当該月数が一百四十以上となるに至つた当時、第三項において同じ。」とあるのは「附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の二第一項の請求があつたときから引き続き（当該請求があつた当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が一百四十未満であつたときは、当該被保険者期間の月数が一百四十以上となるに至つたときから引き続き。第三項において同じ。）」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の二第一項の請求があつたときから引き続き」とする。

2 附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第九条並びに附則第九条の三第一項及び第一項又は第九条の四第一項及び第三項の規定によりその額が計算されているものであつて、かつ、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が一百四十以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が一百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が一百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き（当該受給権を取得した当時当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が一百四十未満であつたときは、当該被保険者期間の月数が一百四十以上となるに至つたときから引き続き。第三項において同じ。）」と、同条第二項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き」と

2 附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第九条並びに附則第九条の三第一項及び第一項又は第九条の四第一項及び第三項の規定によりその額が計算されているものであつて、かつ、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が一百四十以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、第四十四条第一項中「その権利を取得した当时（その権利を取得した当时、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が一百四十未満であつたときは、前条第三項の規定により当該月数が一百四十以上となるに至つた当时。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き（当該受給権を取得した当时当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が一百四十未満であつたときは、当該被保険者期間の月数が一百四十以上となるに至つたときから引き続き。第二項において同じ。）」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当时」とあるのは「附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き」とする。

する。

3 附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第九条並びに附則第九条の三第三項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）又は第九条の四第四項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）の規定によりその額が計算されているものであつて、かつ、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当时（その権利を取得した当时、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当时。第三項において同じ。）」とあるのは、「附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の三第三項若しくは第五項又は第九条の四第四項若しくは第六項の規定による年金額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときから引き続き（当該一月を経過した当时、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、当該被保険者期間の月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き。第三項において同じ。）」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当时」とあるのは、「附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の三第三項若しくは第五項又は第九条の四第四項若しくは第六項の規定による年金額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときから引き続き」とする。

（平均標準報酬月額の改定）

3 附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第九条並びに附則第九条の三第三項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）又は第九条の四第四項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）の規定によりその額が計算されているものであつて、かつ、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当时（その権利を取得した当时、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、前条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当时。第三項において同じ。）」とあるのは、「附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の三第三項若しくは第五項又は第九条の四第四項若しくは第六項の規定による年金額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときから引き続き（当該一月を経過した当时、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、当該被保険者期間の月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き。第三項において同じ。）」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当时」とあるのは、「附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の三第三項若しくは第五項又は第九条の四第四項若しくは第六項の規定による年金額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときから引き続き」とする。

第十七条の二 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）第六条の規定による改

正前の第四十三条第一項（以下この条において「改正前の第四十三条第一項」という。）に規定する平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に再評価率を乗じて得た額とする。ただし、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によるなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四十三条の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法附則第八十二条第一項及び平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定を適用する場合においては、この限りでない。

2 昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間（以下この項において「船員保険の被保険者であつた期間」という。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、前項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十二条第一項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であつた期

（平均標準報酬額等の改定）

第十七条の二 平均標準報酬額及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）第六条の規定による改正前の第四十三条第一項（以下この条において「改正前の第四十三条第一項」という。）に規定する平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額については、第四十三条第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に、附則別表第一の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、第七百三十二条第二項、附則第二十九条第三項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法附則第八十二条第一項及び平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定を適用する場合においては、この限りでない。

2 昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間（以下この項において「船員保険の被保険者であつた期間」という。）の被保険者であつた期間とみなされた昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間（以下この項において「船員保険の被保険者であつた期間」という。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、前

間の各月の標準報酬月額に、附則別表第一の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十一号）附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。以下この項において同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧適用法人共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十二条第一項の規定により当該旧適用法人共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

4 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号）附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下この項において同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧農林共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第一の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。

5 平成十五年四月一日前に被保険者であつた者の平均標準報酬月額が

項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十一号）附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。以下この項において同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧適用法人共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第三の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十二条第一項の規定により当該旧適用法人共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

4 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号）附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下この項において同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧農林共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第三の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。

七万四百七十七円（当該被保険者であつた者が昭和十年四月一日以前に生まれた者であるときは六万九千百一十五円とし、その者が昭和十一年四月一日から昭和十一年四月一日までに生まれた者であるときは六万九千四百九円とし、その者が昭和十一年四月一日から昭和十一年四月一日までに生まれた者であるときは六万九千九百八円とする。）に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）に満たないときは、これを当該額とする。ただし、第一百三十二条第二項、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法附則第九条第一項の規定による改正前の第一百三十二条第二項の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法附則第九条第一項の規定による改正前の第一百三十二条第二項及び平成十二年改正法附則第九条第一項の規定による改正前の第一百三十二条第二項の規定を適用する場合においては、この限りでない。

6 | 第四十三条の一から第四十三条の五までの規定（第四十三条の二第二項及び第四項、第四十三条の三第二項、第四十三条の四第二項及び第三項並びに第四十三条の五第一項及び第三項を除く。）は、第二項に規定する率並びに第三項及び第四項に規定する率の改定について準用する。

5 | 平成十一年四月一日前に被保険者であつた者の平均標準報酬月額が七万千百八十九円に満たないときは、これを七万千百八十九円とする。ただし、第一百三十二条第二項、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法附則第九条第一項の規定による改正前の第一百三十二条第二項及び平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第七十条第一項の規定による改正前の第一百三十二条第二項の規定を適用する場合においては、この限りでない。

6 | 第四十四条の一の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「については、厚生年金基金の加入員であつた期間は」とあるのは「については」と、「については、その計算の基礎としない」とあるのは「は、同項に定める額から当該厚生年金基金の加入員であつた期間に係る第一百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第十八号。以下「平成十一年改正法」という。）

附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第一項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項に規定する額（その額が第四十三条第一項に定める額を上回るときは、同項に定める額）を控除した額とする」と、同条第三項及び第四項中「にかかわらず」とあるのは「にかかわらず、当該老齢厚生年金の額は」と、「をその額の計算の基礎とする」とあるのは「が厚生年金基金の加入員であつた期間でないものとして第一項の規定の例により計算した額とする」とする。

前項の規定は、附則第九条の一第三項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第二項（附則第二十八条の三第二項においてその例による場合を含む。）及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項並びに第二十条第三項及び第五項において準用する第四十四条の一の規定を適用する場合に準用する。この場合において、前項中「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「その額が第四十三条第一項に定める額」とあるのは「その額が報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

第十七条の二 第四十四条の一の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「第五十二条第二項」とあるのは、「第五十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号

。以下「昭和六十年改正法」といつ。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の一、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第八十三条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第八十三条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」とする。

第十七条の四 昭和六十年改正法附則第八十二条第一項第四号及び第八十三条の一第一号並びに平成十二年改正法附則第二十三条第一項第二号及び第二十四条第一項に規定する平均標準報酬額については、第四十三条第一項の規定にかかわらず、加入員たる被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除して得た額とする。

（年金たる保険給付の額の改定の特例）

第十七条の五 当該年度の前年度に属する三月三十一日において年金たる保険給付（第四十三条第一項、附則第九条の二第二項第二号又は平成十二年改正法附則第二十条第一項の規定（この法律又は他の法令において、これららの規定を引用し、又はその例による場合を含む。以下この項において同じ。）によりその額が計算されたものに限る。）の受給権を有する者について、第四十三条の二から第四十三条の五までの規定による再評価率の改定により、当該年度において第四十三条第

一項、附則第九条の二第一項第一号又は平成十二年改正法附則第二十条第一項の規定により計算した額（以下この条において「当該年度額」という。）が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により計算した額（以下この条において「前年度額」という。）に満たない場合には、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十三条の二（第四十三条の三から第四十三条の五までにおいて適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回るとき 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき 物価変動率

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十三条の三（第四十三条の四及び第四十三条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十三条の四（第四十三条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手

取り扱い賃金変動率以下となるとき 名目手取り賃金変動率

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手

取り扱い賃金変動率を上回るとき（物価変動率が一を上回る場合を除く

。）物価変動率

5 | 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において

、第四十三条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

（年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付）

第十八条 年金保険者たる共済組合等は、毎年度、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十二年法律第二百一十八号。次条において「国家公務員等共済組合法」という。）第二条第一項第七号イ又はハに掲げる法人（次条において「日本たばこ産業株式会社等」という。）の所属の職員をもつて組織された共済組合の組合員であつた者の当該組合員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間に合算された期間を含む。次条において「日本たばこ産業共済組合等の組合員期間」という。）に係る年金たる保険給付に要する費用の一部に充てるため、拠出金を納付する。

2 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、年金保険者たる共済組合等が納付すべき拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

（年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付）

第十八条 年金保険者たる共済組合等（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいつ。以下同じ。）は、毎年度、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十二年法律第二百一十八号。次条において「国家公務員等共済組合法」という。）第二条第一項第七号イ又はハに掲げる法人（次条において「日本たばこ産業株式会社等」という。）の所属の職員をもつて組織された共済組合の組合員であつた者の当該組合員であつた期間（他の法令の規定により当該組合員をもつて組織された共済組合の組合員であつた者）に係る年金たる保険給付に要する費用の一部に充てるため、拠出金を納付する。

2 第八十二条第四項の規定による保険料率の再計算が行われるときは、厚生労働大臣は、年金保険者たる共済組合等が納付すべき拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

<p>（日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 脱退一時金の額は、被保険者であつた期間に応じて、その期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。）に次の表に定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>（表略）</p> <p>4～7（略）</p> <p>（解散しようとする基金等に係る老齢年金給付の支給義務の特例）</p> <p>第三十条（略）</p> <p>2 前項の規定により認可を受けた基金のこの法律その他の法令の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第八十二条第四項の規定の適用については、認可を受けた日以降、当該基金の加入員を基金の加入員でないものとみなす。</p> <p>三・四（略）</p>
<p>（日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 脱退一時金の額は、被保険者であつた期間に応じて、その期間の平均標準報酬額に次の表に定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>（表略）</p> <p>4～7（略）</p> <p>（解散しようとする基金等に係る老齢年金給付の支給義務の特例）</p> <p>第三十条（略）</p> <p>2 前項の規定により認可を受けた基金のこの法律その他の法令の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第八十二条第五項の規定の適用については、認可を受けた日以降、当該基金の加入員を基金の加入員でないものとみなす。</p> <p>三・四（略）</p>

附則別表第二

昭和五年四月一日以前に生まれた者
被保険者であつた月が属する
次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄
に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・三九三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・〇八三
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・八八八
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・四八五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六一九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・五八八
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・八〇五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・〇八三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・五〇六

昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで
一・三三〇	一・三八二	一・四三三	一・五〇五	一・六七〇	一・七六三	一・九一八	二・三一〇	二・七三三	三・七二二	四・二七九	五・五九八	六・三三〇	

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・一五八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一三七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九六
平成元年十二月から平成元年三月まで	一・一二四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二二
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一三
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇二一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇〇一
平成十年四月以後	〇・九八〇

二 昭和五年四月一日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者

被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六五五	六・三九四	六・五七一	七・一五四	八・一七五	八・八九三	九・六八五	一〇・七二六	一一・六〇一	一四・〇二七	一四・二二五	一四・五三八	昭和三十三年三月以前
昭和四十一年四月から昭和四十一年三月まで													昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで													昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで													昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで													昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで													昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで													昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで													昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで

昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三三三
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七四九
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七四三
昭和五十年四月から昭和五十年七月まで	一・九三七
昭和五十年八月から昭和五十三年三月まで	一・九三七
昭和五十三年四月から昭和五十三年三月まで	一・九三七
昭和五十四年四月から昭和五十四年三月まで	一・九三七
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・九三七
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・九三七
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・九三七
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・九三七
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・九三七
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・九三七
一・一三九	一・一七〇
一・一七〇	一・一七〇
一・三四三	一・三九五
一・三九五	一・四四八
一・四四八	一・五二〇
一・五二〇	一・六八七
一・六八七	一・七八一
一・七八一	一・九三七
一・九三七	二・三四三
二・三四三	二・七四三
二・七四三	三・七四九

昭和三十二年三月以前	一四・八五〇	三 昭和六年四月一日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	平成十年四月以後	平成九年四月から平成十年三月まで	平成八年四月から平成九年三月まで	平成七年四月から平成八年三月まで	平成六年四月から平成七年三月まで	平成五年四月から平成六年三月まで	平成四年四月から平成五年三月まで	平成三年四月から平成四年三月まで	平成元年十一月から平成三年三月まで	昭和六十二年四月から平成元年十一月まで	
				〇・九八〇	〇・九八八	一・〇〇八	一・〇一	一・〇三	一・〇三一	一・〇五二	一・〇八三	一・一三五	一・一〇八

昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・五三二
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一一・八五〇
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一〇・九五七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	九・八九三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	八・〇八五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・三五二
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・三〇八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・七二二
昭和四十一年四月から昭和四十一年三月まで	六・五三三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・七七六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	四・四一五
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	三・八三〇
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	

平成元年十一月から平成三年三月まで	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	昭和六十一年十月から昭和六十二年三月まで	昭和五十九年四月から昭和六十一年九月まで	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで
一・一六〇	一・一三四	一・一六六	一・一九八	一・三七一	一・四二五	一・四七九	一・五五三	一・七二三	一・八一九	一・九七九	二・三九四	二・八〇八

昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・四〇一	一四・九一六	一四・六〇五	一四・九一六	一・〇七四	一・一〇六		
昭和三十二年四月から昭和三十四年三月まで	一四・四〇一	一四・九一六	一四・六〇五	一四・九一六	一・〇三三	一・〇五三		
昭和三十二年三月以前	一四・四〇一	一四・九一六	一四・六〇五	一四・九一六	一・〇一一	一・〇七四		
四 昭和七年四月一日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応 じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	平成十年四月以後	平成九年四月から平成十年三月まで	平成八年四月から平成九年三月まで	平成七年四月から平成八年三月まで	平成六年四月から平成七年三月まで	平成五年四月から平成六年三月まで	平成四年四月から平成五年三月まで	平成三年四月から平成四年三月まで
	〇・九八〇	〇・九八八	一・〇〇八	一・〇一	一・〇三三	一・〇五三	一・〇七四	一・一〇六

昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	昭和四十六年十一月から昭和四十六年十月まで	昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	昭和四十一年四月から昭和四十三年三月まで	昭和四十一年五月から昭和四十一年三月まで	昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	昭和三十八年四月から昭和三十八年三月まで	昭和三十七年四月から昭和三十七年三月まで	昭和三十六年四月から昭和三十六年三月まで	昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで
一一・四〇六	一一・八二三	一一・八四九	一一・八四七	一一・八〇六	一一・五六五	一一・七四七	一一・三九三	一一・九四四	一一・〇一三	一一・九一

昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	昭和六十一年十月から昭和六十二年三月まで	昭和六十三年四月から昭和六十三年三月まで	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	平成元年十二月から平成三年三月まで	平成三年四月から平成四年三月まで	平成四年四月から平成五年三月まで
一・〇八〇	一・一二	一・一六五	一・一四〇	一・二七一	一・三〇四	一・三七九	一・四三三	一・四八六	一・五六一	一・七三三	一・八二八	一・九八九

昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・〇一三	一一・九一	一四・四〇一	一四・六〇五	一四・九一六	〇・九八〇	一・〇一六	一・〇三八	一・〇五九
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで									
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで									
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで									
昭和三十二年四月から昭和三十五年三月まで									
昭和三一年四月から昭和三十四年三月まで									
昭和三十一年三月以前									
昭和三十三年三月以前									
昭和三四年四月一日以後に生まれた者									
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率									

五

昭和八年四月一日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	昭和五十年八月から昭和五十三年三月まで	昭和五十八年十一月から昭和五十九年三月まで	昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	昭和四十三年四月から昭和四十三年三月まで	昭和四十一年四月から昭和四十一年三月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年四月まで	昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	
一・八二八	一・九八九	二・四〇六	二・八二三	三・八四九	四・四三七	五・八〇六	六・五六五	七・三四五	八・三九三	九・九四四

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	昭和六十一年十月から昭和六十二年三月まで	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	昭和六十三年四月から平成三年三月まで	平成三年四月から平成四年三月まで	平成四年四月から平成五年三月まで	平成五年四月から平成六年三月まで	平成六年四月から平成七年三月まで
一・〇三八	一・〇五九	一・〇八〇	一・一二	一・一六五	一・一四〇	一・一七二	一・一七九	一・三〇四	一・三七九	一・四三三	一・四八六

附則別表第一

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	八・九八〇	一一・一二	一一・九三四	一二・八〇四	一三・一六五	昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	昭和三十三年三月以前	一三・七九五
----------------------	-------	-------	--------	--------	--------	----------------------	------------	--------

附則別表第二

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・一四八	一〇・四一三	一一・一九〇	一二・一八六	一三・一八六	昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一〇七
----------------------	-------	--------	--------	--------	--------	----------------------	----------------------	--------

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・〇七九
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・三一〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三一八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・五四七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一三五
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・一三八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	五・九三九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	五・二二七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	四・一五五
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	三・七五三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	二・五六七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	二・一九六
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	一・八一五
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	一・七一三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	一・六七一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・六一二
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・六四四
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	三・六四四
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四九三
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・一三一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・七六一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・六七一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・六一二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	八・〇七九

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・〇七九
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・三一〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三一八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・五四七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一三五
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・一三八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	五・九三九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	五・二二七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	四・一五五
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	三・七五三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	二・五六七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	二・一九六
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	一・八一五
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	一・七一三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	一・六六〇
昭和五十年四月から昭和五十一年九月まで	八・〇七九

昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四八一
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四三三
昭和五十九年四月から昭和五十九年三月まで	一・四一二
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三〇九
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三七一
昭和三十三年三月以前	一三・九三四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・一九七
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一一・九三三
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・〇五三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・一一三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・〇七〇

二 昭和五年四月一日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応
じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五二六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四三三
昭和五十九年四月から昭和五十九年三月まで	一・四一二
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三〇九
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三七一
昭和三十三年三月以前	一四・二五〇
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六九四
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・三一九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・四二三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・五一八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三四一

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・一六〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・四〇四
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・四〇一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・九九七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一〇六
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・三〇〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	五・九九八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	五・二六九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	四・一九七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	三・七九一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	二・五九三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	二・二一八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	一・八三三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	一・七三九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	一・六七八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六八九
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六二八

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・一六〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・四〇四
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・四〇一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・九九七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一〇六
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・三〇〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	五・九九八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	五・二六九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	四・一九七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	三・七九一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	二・五九三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	二・二一八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	一・八三三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	一・七三九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	一・六七八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六二八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六八九
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六七八

昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四九六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四〇六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三八六
昭和五十九年四月から昭和六十一年九月まで	一・二八五
昭和六十一年十月から昭和六十一年三月まで	一・一三三三
昭和三十三年三月以前	一四・一三四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・五八三
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一一・一二一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・一二一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・四三一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・一二六五

三 昭和六年四月一日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応
じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五四一
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四二七
昭和五十九年四月から昭和六十一年九月まで	一・三三三
昭和六十一年十月から昭和六十一年三月まで	一・二七〇
昭和三十三年三月以前	一四・六五九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九八九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一一・六〇六
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・六八〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・七四四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・五四一

三 昭和六年四月一日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応
じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・三三六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・五六一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一四八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・一四九
昭和四十年四月から昭和四十二年三月まで	五・九四九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・一三七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	四・一六三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	三・七六〇
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	二・五七一
昭和四十八年十月から昭和五十一年三月まで	二・一〇〇
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・八一八
昭和五十年八月から昭和五十一年七月まで	一・七二五
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・六六三
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五八五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・三六一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・七八七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・一二七
昭和四十年四月から昭和四十二年三月まで	五・三八三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	四・二八七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	三・八七二
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	二・六四九
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	二・一六六
昭和四十八年十月から昭和五十一年三月まで	一・八七一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・七七七
昭和五十年八月から昭和五十一年七月まで	一・七一三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	

昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五二八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四三六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四一五
昭和五十九年四月から昭和六十一年九月まで	一・三二二
昭和六十一年十月から昭和六十一年三月まで	一・二六〇

四 昭和七年四月一日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応
じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前 一四・三〇七

昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで 一三・六五一

昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで 一一・一七八

昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで 一一・三七五

昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで 一〇・四八六

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで 九・三一三

昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五七四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五七
昭和五十九年四月から昭和六十一年九月まで	一・三五一
昭和六十一年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九八

四 昭和七年四月一日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属す
る次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄
に掲げる率

昭和三十三年三月以前 一四・七三四

昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで 一四・〇六〇

昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで 一三・六七五

昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで 一一・七四五

昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで 一〇・七九九

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで 九・五九一

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	七・三七八
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・六〇〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一八四
昭和四十一年四月から昭和四十一年三月まで	六・二八一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・九八〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・一五三
昭和四十六年十月から昭和四十六年九月まで	四・一八四
昭和四十八年十月から昭和四十八年九月まで	三・七七九
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・五八五
昭和五十一年八月から昭和五十一年十一月まで	二・二一一
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八二七
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七三四

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・六二八
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・八二七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三九九
昭和四十一年四月から昭和四十一年三月まで	六・四六九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・一五九
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・四一〇
昭和四十六年十一月から昭和四十六年九月まで	四・三〇九
昭和四十八年十月から昭和四十八年九月まで	三・八九二
昭和四十八年四月から昭和五十年三月まで	二・六六二
昭和五十一年四月から昭和五十一年七月まで	二・二七七
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八八二
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七二一
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三五一	一〇・五一九	一二・四二六	一三・三三三	一三・七〇九	一四・三六六	昭和三十三年三月以前	五 昭和十年四月一日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に 応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	昭和五十九年四月から昭和五十九年三月まで	一・三一九	一・二六六	昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・四三三	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四三	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五三六
----------------------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	------------	---	----------------------	-------	-------	---------------------	-------	----------------------	-------	----------------------	-------

昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三五八	一・四六五	昭和五十九年四月から昭和六十一年九月まで	一・三五八	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四三三	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四三	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五三六
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三〇四	一・四八六	昭和五十九年四月から昭和六十一年九月まで	一・三〇八	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四三三	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四三	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五三六

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで							
一・六七八	一・七四一	一・八三五	二・一三一〇	二・五九五	三・七九五	四・一〇一	五・一七五	六・〇〇五	七・一二四

昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五四一
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四九
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二七一
六 昭和十一年四月一日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分 に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和三十三年三月以前	一四・四六九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・八〇七
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一二・四二九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・五一六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六〇五
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四一八

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで										
一・六九〇	一・七五四	一・八四八	二・一三六	二・一三四	二・六一四	三・八三三	四・一三一	五・三二三	六・〇四八	七・一六六	七・六八六	八・四七三

昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五五四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四五九
昭和五十九年四月から昭和五十九年三月まで	一・四三九
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二八一
昭和三十三年三月以前	一四・五八七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九一九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五三八
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六一八
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六九一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四九五

七 昭和十二年四月一日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで								
一・七〇四	一・七六八	一・八六三	二・一五四	二・一五四	三・八五三	四・一二六六	五・三五六	六・〇九七	七・三三五	八・五四一

附則別表第二

昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七一
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五〇
昭和五十九年四月から昭和六十一年九月まで	一・三四四
昭和六十一年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九一
昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二二
昭和五年四月一日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・一三三
昭和六年四月一日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・一六〇
昭和七年四月一日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六六
昭和十年四月一日から昭和十一年四月一日まで	一・一七一

附則別表第三

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・一五八
昭和五年四月一日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・一七〇
昭和六年四月一日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・一九八
昭和七年四月一日以後に生まれた者	一・三〇四

の間に生まれた者

昭和十一年四月一日から昭和十二年四月一日までに生まれた者

昭和十二年四月一日以後に生まれた者

別表（第四十三条第一項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前

一三・九七六

昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで

一三・六七五

昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで

一三・四八五

昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで

一一・一五一

昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで

一一・三二一

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで

九・三一〇

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで

八・五五〇

一・二二八一

一・一九一

昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・八五八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・八七八
昭和四十一年四月から昭和四十一年三月まで	六・三一七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・一四六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・四三六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・一五五
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・六〇四
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・六四三
昭和五十年十一月から昭和五十八年七月まで	二・一五三
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・八六二
昭和五十三年四月から昭和五十三年三月まで	一・七一二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六二二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四六一

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	昭和六十一年十月から昭和六十二年三月まで	昭和六十三年四月から昭和六十三年三月まで	昭和六十四年四月から平成元年十一月まで	平成元年十二月から平成三年三月まで	平成二年四月から平成四年三月まで	平成三年四月から平成四年三月まで	平成四年四月から平成五年三月まで	平成六年四月から平成七年三月まで	平成七年四月から平成八年三月まで	平成八年四月から平成九年三月まで
○・九七九	○・九八二	○・九八三	○・九九一	一・〇二一	一・〇四一	一・〇九一	一・一六一	一・一九一	一・二三三	一・二九一	一・三四一	一・三九一

平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
昭和三十三年三月以前	一四・一一六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・八一二
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・六一〇

二 昭和五年四月一日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応
じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・一六五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・四一五
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四〇四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・六三五
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・九三八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・九四七
昭和四一年五月から昭和四十一年三月まで	六・三八〇
昭和四十二年五月から昭和四十三年三月まで	六・一〇九
昭和四十三年五月から昭和四十四年十月まで	五・四九一
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・一九七
昭和四六年十一月から昭和四八年十月まで	三・六四〇
昭和四八年十一月から昭和五十年三月まで	二・六六九
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・一七五

昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・八八一
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七二九
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六三八
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四七六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四〇六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三五五
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三〇四
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二三三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一〇三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七三
平成元年十一月から平成三年三月まで	一・一〇一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一一

平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇一
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五三
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六一
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六八
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七七
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

三 昭和六年四月一日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者

被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・四一九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一一〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・九一三
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・五〇六
昭和三十六年五月から昭和三十七年三月まで	一〇・六三九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六〇六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・八二三
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一〇九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・〇九六
昭和四十一年四月から昭和四十一年三月まで	六・五一七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三四三
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六〇八

昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・二八七
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七一九
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七二七
昭和五十年四月から昭和五十年七月まで	二・三三五
昭和五十年八月から昭和五十三年三月まで	一・九二三
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七六六
昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・五六八
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六七三
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四三六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三八四
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二三三一
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・一六〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一三九

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	平成元年十一月から平成三年三月まで	平成三年四月から平成四年三月まで	平成四年四月から平成五年三月まで	平成五年四月から平成六年三月まで	平成六年四月から平成七年三月まで	平成七年四月から平成八年三月まで	平成八年四月から平成九年三月まで	平成九年四月から平成十年三月まで	平成十一年四月から平成十二年三月まで	平成十二年四月から平成十三年三月まで	平成十三年四月から平成十四年三月まで
○・九六八	○・九六一	○・九五五	○・九五一	○・九五九	○・九七九	○・九八二	一・〇〇三	一・〇一一	一・〇四三	一・〇七四	一・一二六

昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	昭和三十二年三月以前	平成十六年四月から平成十七年三月まで	平成十五年四月から平成十六年三月まで	平成十四年四月から平成十五年三月まで
八・一五〇	八・八六六	九・六五六	一〇・六九四	一一・五六六	一三・九八四	一四・一八一	一四・四九三	〇・九八〇	〇・九七七	〇・九八〇

四 昭和七年四月一日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応
じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一三一
昭和四十一年四月から昭和四十一年三月まで	六・五五一
昭和四十三年四月から昭和四十三年三月まで	六・三七五
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	五・六三八
昭和四十六年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三〇八
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	三・七三七
昭和五十年四月から昭和五十年七月まで	二・七四一
昭和五十年八月から昭和五十三年三月まで	二・三三六
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九三一
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七七五
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六八二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五一六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四三

昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	平成元年十二月から平成三年三月まで	平成三年四月から平成四年三月まで	平成四年四月から平成五年三月まで	平成五年四月から平成六年三月まで	平成六年四月から平成七年三月まで	平成七年四月から平成八年三月まで	平成八年四月から平成九年三月まで	平成九年四月から平成十年三月まで
一・三九一	一・三三九	一・二六六	一・一三五	一・一〇四	一・一〇八〇	一・一三一	一・一〇四九	一・〇二八	一・〇〇八	一・九八七	一・九七五	〇・九五九

平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
昭和三十三年三月以前	一四・四九三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一八一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・九八四
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・五六六

五 昭和八年四月一日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応
じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十一年三月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	昭和四十六年十一月から昭和四十八年三月まで	昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで
一〇・六九四	九・六五六	八・八六六	八・一五〇	七・一三一	六・五五一	五・六三七八	四・三〇八	三・七三七	二・七四一	二・三三六	一・九三一

昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	昭和六十一年十月から昭和六十二年三月まで	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	平成元年十一月から平成三年三月まで	平成三年四月から平成四年三月まで	平成四年四月から平成五年三月まで	平成五年四月から平成六年三月まで
一・〇二八	一・〇四九	一・〇八〇	一・一三一	一・一〇四	一・一三五	一・一六六	一・一三九	一・三九一	一・四四三	一・五一六	一・六八二	一・七七五

平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六二
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六一
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六八
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七七
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

六 昭和十年四月一日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に
応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五五三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一四〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・〇四一
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・六一三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・七三八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六九五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九〇三
昭和三十九年四月から昭和四十一年三月まで	八・一八三
昭和四十一年五月から昭和四十一年三月まで	七・一六一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・五七八
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・四〇一
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三二六

昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	昭和五十年四月から昭和五十三年三月まで	昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで			
一・一〇九	一・一四〇	一・一七一	一・一七一	一・一四五	一・一九七	一・一九七	一・一四四九	一・一四四九	一・一五三三	一・一六八九	一・一七八一	一・一九三九	二・一三四六	二・一七五一	三・一七五三

平成元年十一月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二一
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七

昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	昭和三十二年三月以前	平成十六年四月から平成十七年三月まで	平成十五年四月から平成十六年三月まで
七・一一三	八・一四二	八・九六七	九・七六五	一〇・八一五	一一・六九七	一四・一四三	一四・三四二	一四・六五七	〇・九八〇	〇・九八〇

昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四〇七	一・四五九	一・五三三	一・七〇一	一・七九五	一・九五三	二・三六三	二・七七一	三・七八〇	四・三五七	五・七〇一	六・四四七	六・六二六	昭和四十一年四月から昭和四十一年三月まで
----------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----------------------

昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	平成元年十二月から平成三年三月まで	平成三年四月から平成四年三月まで	平成四年四月から平成五年三月まで	平成五年四月から平成六年三月まで	平成六年四月から平成七年三月まで	平成七年四月から平成八年三月まで	平成八年四月から平成九年三月まで	平成九年四月から平成十年三月まで	平成十年四月から平成十一年三月まで
一・三五四	一・一八一	一・一四九	一・一二八	一・一四四	一・一〇九	一・一〇六	一・一〇四〇	一・一〇一	一・九九八	一・九七三	一・九六二	〇・九六二

平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
昭和三十三年三月以前	一四・七七七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・四五九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・一五八
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・七九一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・九〇三

八 昭和十一年四月一日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八四五〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・〇四〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・三〇九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一七一
昭和四十一年四月から昭和四十一年三月まで	六・六八〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四九九
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・七四八
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三九三
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八二一
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七九五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三八二
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九六九
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八一〇

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	昭和六十一年十月から昭和六十二年三月まで	昭和六十三年四月から昭和六十三年三月まで	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	昭和六十一年十月から昭和六十年九月まで	昭和五十九年四月から昭和五十九年三月まで	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	
一・〇二八	一・〇四八	一・〇六九	一・一〇一	一・一五三	一・一八八	一・一五九	一・一九一	一・二九一	一・三六五	一・四一九	一・四七一	一・五四五	一・七一五

平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九七〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇